

# 令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和 6 年 11 月

国 税 庁

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は過去最高を記録
  - ・ 「実地調査」の件数、非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加
  - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額及び1件当たりの申告漏れ所得金額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、60万5千件（前事務年度63万8千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は31万1千件（同33万8千件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、4万8千件（同4万6千件）。うち、特別調査・一般調査が3万7千件（同3万6千件）、着眼調査が1万件（同1万1千件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、55万8千件（同59万2千件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、9,964億円（同9,041億円）となっています。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、5,516億円（同5,594億円）。うち特別調査・一般調査によるものは5,081億円（同5,204億円）、着眼調査によるものは435億円（同390億円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、4,448億円（同3,448億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、1,398億円（同1,368億円）と、過去最高となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、1,066億円（同1,015億円）。うち特別調査・一般調査によるものは1,019億円（同980億円）、着眼調査によるものは47億円（同35億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、224万円（同219万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、332億円（同353億円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	35,751		10,555		46,306		591,517		637,823		
	37,092	103.8%	10,436	98.9%	47,528	102.6%	557,549	94.3%	605,077	94.9%	
申告漏れ等の 非違件数 件	31,271		7,150		38,421		299,847		338,268		
	32,685	104.5%	7,446	104.1%	40,131	104.5%	271,133	90.4%	311,264	92.0%	
申告漏れ 所得金額 億円	5,204		390		5,594		3,448		9,041		
	5,081	97.6%	435	111.5%	5,516	98.6%	4,448	129.0%	9,964	110.2%	
追徴 税額	本税 億円	818		31		849		348		1,197	
		854	104.4%	41	132.3%	895	105.4%	323	92.8%	1,218	101.8%
	加算税 億円	162		4		166		5		171	
		166	102.5%	6	150.0%	171	103.0%	9	180.0%	180	105.3%
計 億円	980		35		1,015		353		1,368		
	1,019	104.0%	47	134.3%	1,066	105.0%	332	94.1%	1,398	102.2%	
一件 当たり	申告漏れ 所得金額 万円	1,456		369		1,208		58		142	
		1,370	94.1%	417	113.0%	1,160	96.0%	80	137.9%	165	116.2%
	本税 万円	229		29		183		6		19	
		230	100.4%	40	137.9%	188	102.7%	6	100.0%	20	105.3%
加算税 万円	45		4		36		0.1		3		
	45	100.0%	6	150.0%	36	100.0%	0.2	200.0%	3	100.0%	
計 万円	274		33		219		6		21		
	275	100.4%	45	136.4%	224	102.3%	6	100.0%	23	109.5%	

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## （参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1万7千件（前事務年度1万9千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万3千件（同1万4千件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、1,460億円（同1,503億円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	4事務年度	5事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 18,572	件 16,715	% 90.0
土地建物等	13,987	12,915	92.3
株式等	4,585	3,800	82.9
② 申告漏れ等の 非違件数	件 14,351	件 13,341	% 93.0
土地建物等	10,236	9,933	97.0
株式等	4,115	3,408	82.8
③ 非違割合 (② / ①)	% 77.3	% 79.8	ポイント 2.5
土地建物等	73.2	76.9	3.7
株式等	89.7	89.7	▲ 0.1
④ 申告漏れ所得金額	億円 1,503	億円 1,460	% 97.1
土地建物等	1,079	1,066	98.8
株式等	425	395	92.9
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 809	万円 874	% 107.9
土地建物等	771	825	107.0
株式等	927	1,039	112.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

### ○ 消費税についても調査等合計の追徴税額の総額は過去最高を記録

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」の件数、非違件数、追徴税額の総額は増加

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、12万件（前事務年度9万4千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は7万8千件（同6万1千件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、2万7千件（同2万6千件）。うち、特別調査・一般調査が2万2千件（同2万1千件）、着眼調査が5千件（同5千件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、9万4千件（同6万8千件）となっています。

#### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、423億円（同396億円）と、過去最高になっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、359億円（同336億円）。うち特別調査・一般調査によるものは344億円（同322億円）、着眼調査によるものは15億円（同14億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、135万円（同132万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、63億円（同60億円）となっています。

### ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
調査等件数	件	20,677		4,836		25,513		68,472		93,985	
		21,741	105.1%	4,835	99.9%	26,576	104.2%	93,919	137.2%	120,495	128.2%
申告漏れ等の 非 違 件 数	件	17,479		3,528		21,007		40,048		61,055	
		18,521	106.0%	3,493	99.0%	22,014	104.8%	55,533	138.7%	77,547	127.0%
追徴税額	本 税	億円	264		11		275		57		333
			281	106.4%	13	118.2%	293	106.5%	61	107.0%	355
	加 算 税	億円	58		2		61		3		63
			63	108.6%	3	150.0%	66	108.2%	2	66.7%	68
計	億円	322		14		336		60		396	
		344	106.8%	15	107.1%	359	106.8%	63	105.0%	423	106.8%
一 件 当 た り	本 税	万円	128		24		108		8		35
			129	100.8%	26	108.3%	110	101.9%	7	87.5%	29
	加 算 税	万円	28		5		24		0.4		7
			29	103.6%	5	100.0%	25	104.2%	0.2	50.0%	6
計	万円	156		28		132		9		42	
		158	101.3%	32	114.3%	135	102.3%	7	77.8%	35	83.3%

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.6 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、707 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 275 万円に比べ、2.6 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 1,290 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 275 万円に比べ、4.7 倍となっています。

- 令和 5 事務年度においては、2,407 件（前事務年度 2,943 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、2,723 万円（同 3,331 万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,370 万円（同 1,456 万円）に比べ、2 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、655 億円（同 980 億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 170 億円（同 183 億円）に上ります。

### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4 事務年度	5 事務年度			
調査件数	2,943	2,407	81.8%	37,092	
申告漏れ等の非違件数	2,533	2,074	81.9%	32,685	
申告漏れ所得金額	980	655	66.8%	5,081	
追徴税額	183	170	92.9%	1,019	
1 件当たり	申告漏れ所得金額	3,331	2,723	81.7%	1,370
	追徴税額	623	707	113.5%	275

### ○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4 事務年度	5 事務年度			
調査件数	667	554	83.1%	37,092	
申告漏れ等の非違件数	583	487	83.5%	32,685	
申告漏れ所得金額	514	267	51.9%	5,081	
追徴税額	71	71	100.0%	1,019	
1 件当たり	申告漏れ所得金額	7,706	4,819	62.5%	1,370
	追徴税額	1,068	1,290	120.8%	275

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.4 倍～

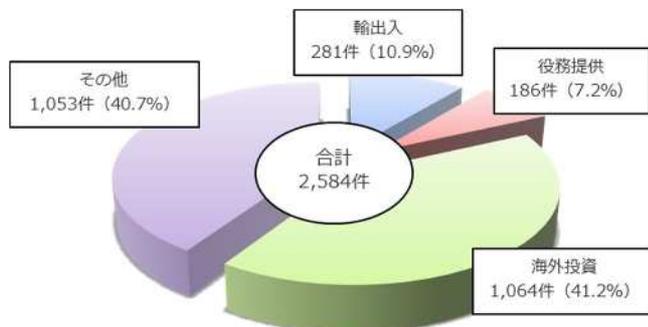
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、649万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円に比べ、2.4倍となっています。

- 令和5事務年度においては、2,584件（前事務年度2,784件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は664億円（同1,036億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は168億円（同207億円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		4事務年度	5事務年度		
調査	件数	2,784	2,584	92.8%	37,092
申告漏れ等の	非違件数	2,475	2,296	92.8%	32,685
申告漏れ	所得金額	1,036	664	64.1%	5,081
追徴	税額	207	168	81.2%	1,019
1件当たり	申告漏れ 所得金額	3,720	2,568	69.0%	1,370
	追徴税額	743	649	87.3%	275

### ○ 取引区分別の調査の状況



(注) ( ) 内の数値は構成比

- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 【1件当たりの申告漏れ所得金額】



### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の2.4倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は662万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円に比べ、2.4倍となっています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、1,226件（前事務年度1,324件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,432万円（同1,508万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は176億円（同200億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は319万円（同320万円）となっています。また、追徴税額の総額は39億円（同42億円）に上ります。

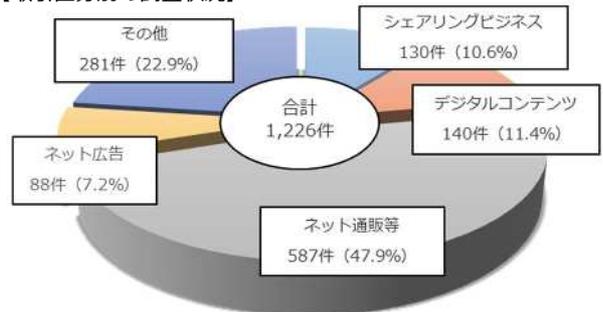
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、535件（前事務年度615件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,356万円（同3,077万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は126億円（同189億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は35億円（同64億円）に上ります。

### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	1,324	1,226	92.6%	37,092
申告漏れ等の非違件数	1,148	1,056	92.0%	32,685
申告漏れ所得金額	200	176	88.0%	5,081
追徴税額	42	39	92.9%	1,019
一件当たり 申告漏れ 所得金額	1,508	1,432	95.0%	1,370
一件当たり 追徴税額	320	319	99.7%	275

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	615	535	87.0%	37,092
申告漏れ等の非違件数	548	491	89.6%	32,685
申告漏れ所得金額	189	126	66.7%	5,081
追徴税額	64	35	54.7%	1,019
一件当たり 申告漏れ 所得金額	3,077	2,356	76.6%	1,370
一件当たり 追徴税額	1,036	662	63.9%	275

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

## 4 無申告者に対する調査状況

### ～消費税の追徴税額の総額及び1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は過去最高の 214 億円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も 274 万円と過去最高となっています。

#### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、5,274件（前事務年度5,229件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,590万円（同2,711万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,370万円（同1,456万円）に比べ、1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,366億円（同1,418億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は417万円（同429万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円（同274万円）の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は220億円（同224億円）に上ります。

#### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、7,827件（同7,615件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り274万円（同260万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の158万円（同156万円）に比べ、1.7倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の214億円（同198億円）に上ります。

### ○ 無申告者に対する調査の状況

#### <所得税>

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	5,229	5,274	100.9%	37,092
申告漏れ所得金額	1,418	1,366	96.3%	5,081
追徴税額	224	220	98.2%	1,019
1件当たり 申告漏れ所得金額	2,711	2,590	95.5%	1,370
1件当たり 追徴税額	429	417	97.2%	275

#### <消費税>

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	7,615	7,827	102.8%	21,741
追徴税額	198	214	108.1%	344
1件当たり追徴税額	260	274	105.4%	158

## 5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、910件（前事務年度1,122件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は162万円（同122万円）となっています。また、追徴税額の総額は15億円（同14億円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件		1,122	910	81.1%
申告漏れ等の非違件数	件		750	654	87.2%
追徴税額	億円		14	15	107.1%
1件当たり追徴税額	万円		122	162	132.8%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った件数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、597件（前事務年度484件）課税処理しました。
- 1件当たりの追徴税額は107万円（同122万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は6億円（同6億円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
処 理 件 数	件	484	597	123.3%
追 徴 税 額	億円	6	6	100.0%
1 件 当 た り 追 徴 税 額	万円	122	107	87.7%

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 順 位
		万円	万円	
1	経営コンサルタント	3,871	1,040	1
2	ホステス、ホスト	3,654	507	-
3	コンテンツ配信	2,381	436	-
4	くず金卸売業	2,068	683	2
5	ブリーダー	2,028	459	3
6	焼き鳥	1,657	427	-
7	太陽光発電	1,625	119	8
8	内科医	1,621	408	-
9	スナック	1,616	326	18
10	西洋料理	1,517	288	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	キヤバレー	2,093	キヤバレー	2,628	風俗業	2,083	キヤバクラ	2,897	風俗業	2,685
2	風俗業	1,979	風俗業	2,326	キヤバレー	1,667	風俗業	1,974	キヤバクラ	2,278
3	バ	1,159	畜産農業(肉用牛)	1,471	プログラマー	1,178	不動産代理仲介	1,774	経営コンサルタント	2,045
4	冷暖房設備工事	966	ダンブ運送	1,144	畜産農業(肉用牛)	1,150	システムエンジニア	1,365	システムエンジニア	1,339
5	ダンブ運送	932	特定貨物自動車運送	1,118	防水工事	1,109	機械器具、部品修理	1,357	特定貨物自動車運送	1,257

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円								
1	風俗業	3,373	プログラマー	4,927	経営コンサルタント	2,266	経営コンサルタント	3,367	経営コンサルタント	3,871
2	経営コンサルタント	3,321	畜産農業(肉用牛)	3,515	システムエンジニア	2,150	くず金卸売業	2,483	ホステス、ホスト	3,654
3	キヤバクラ	2,873	内科医	3,339	プログラマー	2,136	プログラマー	2,075	コンテンツ配信	2,381
4	太陽光発電	1,718	キヤバクラ	2,834	商工業デザイナー	1,752	焼肉	1,611	くず金卸売業	2,068
5	システムエンジニア	1,280	太陽光発電	2,603	不動産代理仲介	1,656	タイル工事	1,598	ブリ－ダー	2,028

- (注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。  
 2 平成29事務年度1位の「キヤバクラ」は、平成28事務年度まで「キヤバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 3 平成29事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 4 平成30事務年度3位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 5 令和元事務年度4位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 6 令和3事務年度3位の「ブリ－ダー」は、令和2事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したものの。